

議第17号

高山市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について

高山市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年2月25日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

高山市下水道事業特別会計及び高山市農業集落排水事業特別会計に地方公営企業法を全部適用することに伴い改正しようとする。

高山市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(高山市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 高山市水道事業の設置等に関する条例(昭和41年高山市条例第32号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p data-bbox="244 501 746 533"><u>高山市水道事業の設置等に関する条例</u></p> <p data-bbox="209 665 437 696">(水道事業の設置)</p> <p data-bbox="161 719 347 750">第1条 (略)</p> <p data-bbox="209 1487 379 1518">(経営の基本)</p> <p data-bbox="161 1541 790 1682">第2条 水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p data-bbox="161 1760 715 1792"><u>2 給水区域は、高山市の区域内とする。</u></p> | <p data-bbox="890 501 1433 589"><u>高山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</u></p> <p data-bbox="850 665 935 696">(設置)</p> <p data-bbox="805 719 992 750">第1条 (略)</p> <p data-bbox="805 772 1433 972"><u>2 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業(公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。以下同じ。)を設置する。</u></p> <p data-bbox="850 1048 1062 1079"><u>(法の全部適用)</u></p> <p data-bbox="805 1102 1433 1408"><u>第1条の2 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第1条第2項の規定により、下水道事業に法の規定の全部を令和2年4月1日から適用する。</u></p> <p data-bbox="850 1487 1021 1518">(経営の基本)</p> <p data-bbox="805 1541 1433 1740">第2条 <u>水道事業及び下水道事業(以下「上下水道事業」という。)</u>は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p data-bbox="805 1760 1433 1848"><u>2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。</u></p> <p data-bbox="834 1870 1391 1901"><u>(1) 給水区域は、高山市の区域内とする。</u></p> <p data-bbox="834 1924 1391 1955"><u>(2) 給水人口は、88,800人とする。</u></p> <p data-bbox="834 1977 1433 2009"><u>(3) 1日最大給水量は、41,700立方メー</u></p> |

3 給水人口は、90,100人とする。

4 1日最大給水量は、43,100立方メートルとする。

(組織)

第3条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第7条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第8条の2の規定に基づき、水道事業に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定に基づき、水道事業を管理する市長の権限に属する事務を処理させるため、水道部を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が、2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上の

トルとする。

3 公共下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 処理区域は、高山市の区域内とする。

(2) 処理人口は、70,700人とする。

(3) 1日最大処理能力は、50,530立方メートルとする。

4 農業集落排水事業の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 処理区域は、高山市の区域内とする。

(2) 処理人口は、11,564人とする。

(3) 1日最大処理能力は、5,366立方メートルとする。

(組織)

第3条 法第7条ただし書及び令第8条の2の規定に基づき、上下水道事業に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定に基づき、水道事業の管理者の権限を行う市長及び下水道事業の管理者の権限を行う市長の権限に属する事務を処理させるため、水道部を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない上下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が、2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以

ものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第8条 市長は、水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年

上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2の2第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 上下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第8条 市長は、上下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年

| | |
|---|---|
| <p>度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>水道事業</u>の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項</p> <p>3 (略)</p> | <p>度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>上下水道事業</u>の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項</p> <p>3 (略)</p> |
|---|---|

(高山都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部改正)

第2条 高山都市計画下水道事業受益者負担金条例(昭和47年高山市条例第58号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(規則への委任)</p> <p>第16条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市の規則</u>で定める。</p> | <p>(委任)</p> <p>第16条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が定める。</p> |

(高山市下水道条例の一部改正)

第3条 高山市下水道条例(平成16年高山市条例第12号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(終末処理場の名称等)</p> <p>第3条 <u>本市に、公共下水道を設置する。</u></p> <p>2 <u>終末処理場の名称、位置及び処理区域は、別表のとおりとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(排水設備等の計画の確認)</p> <p>第6条 排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設(これらに接続する除害施設を含む。以下これらを「排水設備等」という。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、<u>規則</u></p> | <p>(終末処理場の名称等)</p> <p>第3条 <u>終末処理場の名称、位置及び処理区域は、別表のとおりとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(排水設備等の計画の確認)</p> <p>第6条 排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設(これらに接続する除害施設を含む。以下これらを「排水設備等」という。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、<u>市長</u></p> |

で定めるところにより申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。

2 (略)

(排水設備等の工事の実施)

第7条 排水設備等の新設等の工事(規則で定める軽微な工事を除く。)は、市長の指定を受けた者(以下「下水道指定工事店」という。)でなければ、行ってはならない。

2 (略)

3 下水道指定工事店について必要な事項は、別に規則で定める。

(排水設備等の工事の検査)

第8条 下水道指定工事店は、排水設備等の新設等の工事が完了したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令並びにこの条例及びこの条例に基づく規則(以下「法令等」という。)の規定に適合するものであることについて、市の検査を受けなければならない。

2・3 (略)

(除害施設の設置等の届出)

第12条 除害施設を設置し、休止、変更又は廃止しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(使用開始等の届出)

第14条 使用者が公共下水道の使用を開始

が定めるところにより申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。

2 (略)

(排水設備等の工事の実施)

第7条 排水設備等の新設等の工事(市長が定める軽微な工事を除く。)は、市長の指定を受けた者(以下「下水道指定工事店」という。)でなければ、行ってはならない。

2 (略)

3 下水道指定工事店について必要な事項は、別に市長が定める。

(排水設備等の工事の検査)

第8条 下水道指定工事店は、排水設備等の新設等の工事が完了したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令並びにこの条例及びこの条例に基づく管理規程(以下「法令等」という。)の規定に適合するものであることについて、市の検査を受けなければならない。

2・3 (略)

(除害施設の設置等の届出)

第12条 除害施設を設置し、休止、変更又は廃止しようとする者は、市長が定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(使用開始等の届出)

第14条 使用者が公共下水道の使用を開始

| | |
|--|--|
| <p>し、休止、変更若しくは廃止又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、<u>規則</u>で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合は、この限りでない。</p> | <p>し、休止、変更若しくは廃止又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、<u>市長</u>が定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合は、この限りでない。</p> |
| <p>2 (略)</p> | <p>2 (略)</p> |
| <p>(占用の許可)</p> | <p>(占用の許可)</p> |
| <p>第27条 (略)</p> | <p>第27条 (略)</p> |
| <p>2 (略)</p> | <p>2 (略)</p> |
| <p>3 第1項本文の規定による許可を受けた者(以下「占有者」という。)は、占有の期間、場所その他<u>規則</u>で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。</p> | <p>3 第1項本文の規定による許可を受けた者(以下「占有者」という。)は、占有の期間、場所その他<u>市長</u>が定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。</p> |
| <p>4 (略)</p> | <p>4 (略)</p> |
| <p>(資金の助成)</p> | <p>(資金の助成)</p> |
| <p>第34条 (略)</p> | <p>第34条 (略)</p> |
| <p>2 前項に規定する助成等について必要な事項は、別に条例又は<u>規則</u>で定める。</p> | <p>2 前項に規定する助成等について必要な事項は、別に条例又は<u>管理規程</u>で定める。</p> |
| <p>(<u>規則</u>への委任)</p> | <p>(委任)</p> |
| <p>第37条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p> | <p>第37条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が定める。</p> |

(高山市下水道使用料条例の一部改正)

第4条 高山市下水道使用料条例(昭和53年高山市条例第19号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|-------------------|-------------------|
| <p>(汚水排除量の算定)</p> | <p>(汚水排除量の算定)</p> |
| <p>第3条 (略)</p> | <p>第3条 (略)</p> |
| <p>2 (略)</p> | <p>2 (略)</p> |

| | |
|--|--|
| <p>3 製氷業、飲料製造業その他の営業に係る使用者又は市の規則で定めるところにより雨水とみなすものを排除する使用者で、その使用水量と汚水排除量とに著しい相違があるときは、その旨を市長に申告することができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(臨時使用)</p> <p>第9条 臨時に排水設備(下水道条例第3条第4号に掲げる排水設備をいう。)を設けて公共下水道を使用する者(以下「臨時使用者」という。)の汚水排除量は、第3条第1項の規定にかかわらず、その使用の態様、使用の期間等を考慮して市長が認定する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第15条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> | <p>3 製氷業、飲料製造業その他の営業に係る使用者又は市長が定めるところにより雨水とみなすものを排除する使用者で、その使用水量と汚水排除量とに著しい相違があるときは、その旨を市長に申告することができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(臨時使用)</p> <p>第9条 臨時に排水設備(下水道条例第2条第4号に掲げる排水設備をいう。)を設けて公共下水道を使用する者(以下「臨時使用者」という。)の汚水排除量は、第3条第1項の規定にかかわらず、その使用の態様、使用の期間等を考慮して市長が認定する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第15条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> |
|--|--|

(高山市下水道センター管理条例の一部改正)

第5条 高山市下水道センター管理条例(昭和52年高山市条例第41号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、高山市下水道条例(平成16年高山市条例第12号)第3条第3項の規定に基づき、高山市下水道センター(以下「下水道センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(許可の取消等)</p> <p>第9条 市長は、次の各号の一に該当するとき</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、高山市下水道条例(平成16年高山市条例第12号)第3条第2項の規定に基づき、高山市下水道センター(以下「下水道センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(許可の取消等)</p> <p>第9条 市長は、次の各号の一に該当するとき</p> |

| | |
|---|---|
| <p>は、第4条第2項の規定による使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく<u>規則</u>の規定に違反して使用したとき。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p> | <p>は、第4条第2項の規定による使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく<u>管理規程</u>の規定に違反して使用したとき。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が定める。</p> |
|---|---|

(高山市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 高山市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成11年高山市条例第12号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p><u>高山市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、高山市農業集落排水処理施設（以下「処理施設」という。）の<u>設置及び管理</u>に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>(設置及び名称等)</u></p> <p>第2条 <u>農業集落における環境衛生の向上及び公共用水域の水質保全に資するため処理施設を設置する。</u></p> <p><u>2 処理施設の名称、位置及び処理区域は、別表のとおりとする。</u></p> <p>(用語の定義)</p> | <p><u>高山市農業集落排水処理施設の管理に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、高山市農業集落排水処理施設（以下「処理施設」という。）の<u>管理</u>に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>(処理施設の名称等)</u></p> <p>第2条 <u>処理施設の名称、位置及び処理区域は、別表のとおりとする。</u></p> <p>(用語の定義)</p> |

第3条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(6) (略)

(7) 除害施設 処理施設の機能を妨げ、又はその処理施設を損傷するおそれのある汚水で、高山市下水道条例第9条に規定する基準に適合しない汚水を継続して排除する場合、その障害を除去するために必要なもので使用者が管理するものをいう。

(排水設備等の工事の実施)

第10条 排水設備等の新設等の工事(規則で定める軽微な工事を除く。)は、市長が指定した者でなければ行うことができない。

(使用開始等の届出)

第12条 使用者が処理施設の使用を開始し、休止、変更、若しくは廃止しようとするとき、又は現に休止している処理施設の使用を再開しようとするときは、当該使用者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

(資金の助成等)

第21条 (略)

2 前項に規定する助成等について必要な事項は、別に条例又は規則で定める。

(準用)

第25条 処理施設の管理に関し必要な事項は、この条例に定めるもののほか、高山市下水道使用料条例並びにこれに基づく規則の規定

第3条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(6) (略)

(7) 除害施設 処理施設の機能を妨げ、又はその処理施設を損傷するおそれのある汚水で、高山市下水道条例(平成16年高山市条例第12号)第9条に規定する基準に適合しない汚水を継続して排除する場合、その障害を除去するために必要なもので使用者が管理するものをいう。

(排水設備等の工事の実施)

第10条 排水設備等の新設等の工事(市長が定める軽微な工事を除く。)は、市長が指定した者でなければ行うことができない。

(使用開始等の届出)

第12条 使用者が処理施設の使用を開始し、休止、変更、若しくは廃止しようとするとき、又は現に休止している処理施設の使用を再開しようとするときは、当該使用者は、市長が定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

(資金の助成等)

第21条 (略)

2 前項に規定する助成等について必要な事項は、別に条例又は管理規程で定める。

(準用)

第25条 処理施設の管理に関し必要な事項は、この条例に定めるもののほか、高山市下水道使用料条例及びこれに基づく管理規程の規

を準用する。

定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(高山市行政組織条例の一部改正)

2 高山市行政組織条例(昭和56年高山市条例第18号)の一部を次のように改正する。

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|---|--|
| (分掌事務) 第2条 各部の主な分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(13) (略) (14) 水道部 ア <u>下水道事業に関すること。</u> イ <u>し尿処理に関すること。</u> | (分掌事務) 第2条 各部の主な分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(13) (略) (14) 水道部 ア <u>し尿処理に関すること。</u> |

(高山市情報公開条例の一部改正)

3 高山市情報公開条例(平成11年高山市条例第24号)の一部を次のように改正する。

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|---|--|
| (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。 (1) 実施機関 市長(水道事業管理者としての権限を行う市長を含む。)、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、公平委員会、議会及び高山市土地開発公社(以下「土地開発公社」という。)をいう。 (2)・(3) (略) | (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。 (1) 実施機関 市長(<u>水道事業管理者及び下水道事業管理者</u> としての権限を行う市長を含む。)、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、公平委員会、議会及び高山市土地開発公社(以下「土地開発公社」という。)をいう。 (2)・(3) (略) |

(高山市個人情報保護条例の一部改正)

4 高山市個人情報保護条例(平成12年高山市条例第15号)の一部を次のように改正する。

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|-------|-------|
|-------|-------|

| | |
|---|--|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長（水道事業管理者としての権限を行う市長を含む。）、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、公平委員会及び議会をいう。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長（水道事業管理者及び<u>下水道事業管理者</u>としての権限を行う市長を含む。）、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、公平委員会及び議会をいう。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> |
|---|--|

(高山市市民参加条例の一部改正)

5 高山市市民参加条例（平成25年高山市条例第15号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 実施機関 市長（水道事業管理者としての権限を行う市長を含む。）、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、公平委員会及び農業委員会をいう。</p> | <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 実施機関 市長（水道事業管理者及び<u>下水道事業管理者</u>としての権限を行う市長を含む。）、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、公平委員会及び農業委員会をいう。</p> |

(高山市職員定数条例の一部改正)

6 高山市職員定数条例（昭和37年高山市条例第12号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|------------|-------|-------|--|--------------|------------|-------|--|---|-------|-------|-------|--|--------------|------------|-------|--|
| <p>別表（第2条関係）</p> <p>職員定数表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">事務部局別</th> <th style="width: 30%;">定数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 市長の事務部局の職員</td> <td style="text-align: center;"><u>593</u></td> </tr> <tr> <td>3 (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 事務部局別 | 定数（人） | 1 (略) | | 2 市長の事務部局の職員 | <u>593</u> | 3 (略) | | <p>別表（第2条関係）</p> <p>職員定数表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">事務部局別</th> <th style="width: 30%;">定数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 市長の事務部局の職員</td> <td style="text-align: center;"><u>576</u></td> </tr> <tr> <td>3 (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 事務部局別 | 定数（人） | 1 (略) | | 2 市長の事務部局の職員 | <u>576</u> | 3 (略) | |
| 事務部局別 | 定数（人） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 市長の事務部局の職員 | <u>593</u> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務部局別 | 定数（人） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 市長の事務部局の職員 | <u>576</u> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|----------------|-----------|
| 4 公営企業の事務部局の職員 | <u>28</u> |
| 5～10 (略) | |
| 合計 | 860 |

| | |
|----------------|-----------|
| 4 公営企業の事務部局の職員 | <u>45</u> |
| 5～10 (略) | |
| 合計 | 860 |

(高山市特別会計条例の一部改正)

7 高山市特別会計条例（昭和39年高山市条例第14号）の一部を次のように改正する。

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため、設置する。</p> <p>(1) <u>下水道事業特別会計</u> <u>下水道事業</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>農業集落排水事業特別会計</u> <u>農業集落排水事業</u></p> <p>(5) (略)</p> | <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため、設置する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> |

(高山市公契約条例の一部改正)

8 高山市公契約条例（平成29年高山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|--|---|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市長 <u>市長及び水道事業管理者</u>としての権限を行う市長をいう。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市長 <u>市長並びに水道事業管理者及び下水道事業管理者</u>としての権限を行う市長をいう。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> |

(高山市分担金徴収条例の一部改正)

9 高山市分担金徴収条例（昭和56年高山市条例第15号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(委任)</p> <p>第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p> | <p>(委任)</p> <p>第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が定める。</p> |